

平成29年度

萩市消費生活モニター通信①



©萩市消費生活センター

萩市 消費生活センター

萩市消費生活モニター通信① 目次

勧誘電話	1
失礼な電話	1
携帯電話メール	1~2
水素水生成器	2
食品の表示	3
消費税の記載方法	3
子育て対策	4
高齢者運転について	5
後見人制度	5
景観の維持	6
萩市内の標識	6
萩城下町について	7
萩での仕事について	7
消費者モニターについて	8
研修会に参加して	8~9

勧誘電話

高齢者が、勧誘電話で色々な品物を購入しています。送られてきたら、注文した商品とは別に、手紙や頼んでいないお菓子が入っていて大喜びします。家族が、それもその商品の代金に入っていると云っても、聞く耳を持たず、次に電話がかかってきたら注文をしてしまいます。一度、家にお嫁さんがいて、その電話に出ると、慣れなれしく下の名前を呼んでいたそうです。商品の付属についてくる物は、代金の中に含まれているのでしょうか。説明するのに、仕組みが知りたいです。



(消費生活センター)

電話勧誘などで、当初、高額な健康食品等の購入契約をして、一括で商品の支払いができないため、月々の分割の支払を宅配業者が契約者宅に、荷物(プレゼント)を持って行き代金引き換えで回収することがあると聞いたことがあります。

今回のご質問にある「頼んでいないお菓子」などをプレゼント(景品)と位置付けることも可能です。商品の付属の仕組みについては、直接消費生活センターに相談していただければ、内容を詳しく聞き取り、センターから業者に確認することもできるかと思えます。

失礼な電話

先日、業者から電気料金等の見直しをしてみても電話がかかり、必要ありませんと断りました。それから何日かして、また同じ内容の電話があり、先日断ったことを告げると、電話が切られました。先方から電話をかけておいて、失礼な切られ方をされ、それは無いでしょと思いました。

携帯電話メール

このようなメールが、携帯電話にありました。こんなメールは、はじめてでびっくりしました。

「素敵な着信音ありがとー♪ところでどなたさまかしら ^o^ [?][?][?][?]
次の日には、

「[クラッカー] 重ね重ね [クラッカー] [クラッカー] おめでとうございます。
楽しみ増えましたね。メールアドレス ●●●●●●●●」

(消費生活センター)

サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、弁護士に成りすまし、サイトに誘

導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、支払を続けさせる手口をサクラサイト商法と言います。スマートフォンの普及に伴い、LINE 等の無料コミュニケーションアプリの機能を利用して出会い系サイトへ誘導されるなど新しい手口も増えていきます。内職サイトの登録や、占いサイトの無料診断などきっかけは様々です。支払い手段も多様化していて、現金振込み・クレジットカード払い・電子マネー・コンビニ決済など多様な決済手段が用意されています。メールのやり取りでは、相手がサクラなのか確認することは非常に困難です。知らない人からのメールには返信しないようにしましょう。

水素水生成器

先月、お店で水素水生成器、水素風呂用水生成器を勧められました。

水素水については、詐欺といううわさもありますが、情報があれば教えてほしいです。

(消費生活センター)

昨今、水素をうたった水(水素水)に関連する商品が多く販売されていますが、水素水には公的な定義等がなく溶存水素濃度も様々です。また、特定保健用食品(トクホ)や機能性表示食品として許可、届出されたものは、現在のところないようです。

容器入り水素水のパッケージに表示されている溶存水素濃度に、充填時や出荷時とある場合は、飲用する時の濃度とは限りません。また、水素水生成器も水質や水量等により変わる旨の表示があり、必ずしも表示どおりの濃度になるわけではありません。

水に溶けている水素ガス(水素分子)は、容器の開封後や水素水生成器で作った後の時間経過により徐々に抜けていきます。

「水素水が詐欺といううわさがある」とのことですが、販売方法に問題がある場合(例えば訪問販売の勧誘時に虚偽の説明をする等)や、表示に虚偽がある場合(例えば、「様々な病気の原因と言われる悪玉活性酸素を無害化する」とか「アトピーの痒い部分に水素水をつけたら完治する」等の根拠が証明されていない効能効果の表示をする)は、関係する法律に抵触するおそれがあります。



食品の表示

食品の原材料の表示が、商品の裏にはってある場合があります。見えづらいし、見ようとすると汁がこぼれたり、形がずれたりするので、見やすいところにはってほしいです。

また、産地表示は、国産とだけ記入されている場合が多いので、具体的にどこか表示してほしいです。産地表示をしてあっても、何%あれば表示してよいのか教えてほしいです。



(消費生活センター)

食品の原材料の表示についてですが、「容器包装の見やすい箇所に表示する」ことや表示する文字の大きさ（ポイント）が決められています。「見やすいところにはってほしい」という要望を直接メーカーのお客さま相談室などに連絡して、消費者の意見として伝えられてもよいと思います。

「原料原産地表示」ですが、生鮮食品・加工食品に義務付けられています。加工食品の原産地表示は、これまでは干物など加工度の低い食品のみでしたが、平成29年9月1日から、国内で加工される全加工食品について、重量割合1位の原材料の原産地表示が義務化になりました。

表示の対象になる原材料が、国産品の場合は国産である旨を、輸入品の場合は原産国を表示します。ただし、国産品の場合、「国産」の表示に代えて都道府県名やその他一般に知られている地名の表示も可能です。

消費税の記載方法

消費税について、店舗毎に内税と外税と扱いがまちまちで支払いに戸惑います。また、確定申告に使用する時に、外税の場合、個別品目の領収書記載金額では、消費税が含まれずに対応に苦慮しています。内税であれば、品目毎に記載でき、確認作業の時に、金額の照合が容易にできます。消費税は、内税の方がいいと思います。



(消費生活センター)

消費者向けの価格表示については、消費税法において、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられています。しかし、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例（総額表示義務の特例）が消費税転嫁対策特別措置法により設けられています。

この総額表示義務の特例の期間が、消費税の引上げ時期の変更にあわせ、法改正され、平成29年3月31日から平成30年9月30日まで延長されています。

子育て対策

萩は、これまで観光地で発展してきましたが、これからは子どもがいるということがすべての発展につながるのではと思います。日本一子どもが育てやすい町づくりを考えてほしいです。

(子育て支援課、健康増進課、学校教育課)

少子化が進展する中、若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるよう、次世代を担う子どもの成長や子育てを地域全体で支える環境づくりが求められています。

萩市では、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を萩市保健センター内に設置し、10月2日から開設、業務を開始しています。

センターでは、妊産婦・乳幼児等やその家族の実状を継続的に把握し、妊産婦や乳幼児等にとって必要なサービスや支援が提供できるよう関係機関との連携や連絡調整を行います。

また、子育てに関する独自の施策として

- ・国の基準を大幅に下回る保育料を定めていることに加え、同時入所2子目以降無料
- ・夜間や深夜に働く保護者を支援する24時間保育
- ・病気やけがで集団保育が困難な病児の一時預かり
- ・育児に必要なチャイルドシートなどの備品や新生児のおむつの購入に対する助成等を展開しています。

そして、保護者や地域の方が学校運営に参画し教育活動を支援する「コミュニティ・スクール」と、幼児期からの育ちや学びを見守り支援する「地域教育ネット」を市内全域に導入し、高校等とも連携し、萩ならではの地域の特色をいかし、元気な学校・地域づくりを推進しています。平成28年4月に、県内初の小中一貫教育校としてスタートした福栄小中学校では、先進的な取組をし、9年間というスパンで子どもたちの学びや育ちを支援しています。その取組は、平成29年4月から同じく小中一貫教育校としてスタートした三見小中、大井小中、見島小中において生かされています。

また、市内高校へ遠隔地から通学する生徒への交通支援や主に離島を対象とした女子寮の運営をしています。



高齢者運転について

認知症などで運転が出来なくなられた方への救済をお願いしたいです。

(消費生活センター)

運転出来なくなった救済のひとつに、運転免許証自主返納があります。自主返納された方の人数は、萩警察署管内（阿武町含む）では、平成 26 年が 140 人、平成 27 年が 205 人、平成 28 年が 198 人となっています。

自主返納された方への直接的な支援は、現在、萩市ではありませんが、山口県警察が実施している運転卒業証制度の周知に努めています。この制度は、運転免許証を自主的に返納された 65 歳以上の高齢者に交付される、運転経歴証明書または運転卒業生サポート手帳を協賛企業や団体に提示することにより、タクシー運賃の割引や各種施設の利用料金の割引などさまざまな支援を受けることができます。現在県内の協賛企業は 263 件で、萩市内での協賛企業や団体は 12 件あり、一番多いのはタクシー等の交通機関が 7 件で、料金が 1 割引される特典があります。

また、「地域循環バス」や「まーるバス」の運行を行い、公共施設等への交通の利便性を図ることで、移動手段を持たない交通弱者に対しての対策を行っています。



後見人制度

悪徳商法の被害を防ぐための方法のひとつとして、成年後見制度の利用拡大があげられると思いますが、いろいろな問題があり今一つ広がっていないのが現状だと思います。成年後見は、判断能力の衰えた方に後見人が付いて代わりに契約等を行うという制度です。後見人に弁護士や社会福祉士等が考えられますが、金額の多寡はあれ報酬が必要となります。その報酬は、後見を受けている方の財産から支出されます。

財産が少ない方は、後見を必要としていても、報酬が支出できないため、後見制度を利用できないということになります。これを解決するために、市が報酬を代わりに払う利用支援事業があります。

また、市民に原則ボランティアで後見人をしてもらう市民後見人があります。今後、老人の 1 人暮らしが増え、消費者被害も拡大することが予想されますが、利用支援事業や市民後見人について市はどのようにお考えですか。

(福祉政策課)

現在、市では成年後見制度利用支援事業により、審判の申立に関する支援や申立に係る費用の支援、後見人等報酬の支援を行っています。市民後見の推進については、関係機関と協議を行い、地域特性にあった支援体制の構築に取り組んでいくこととしています。



景観の維持

萩市には「椿まつり」、萩往還の「梅林園」や市役所前の桜並木等の木々を中心とする景観があります。

これまでは、市職員である樹木医が中心となって、これらの整備保存を行ってきたと思われませんが、今年、退職されたと聞きました。

今後、市ではどのような態勢で維持整備を行っていかれる予定なのでしょうか。



(総務課)

8月より都市計画課花と緑の推進室に樹木医である職員を再任用し、配置しております。この樹木医が中心となり、今後木々を中心とする景観だけでなく、萩市における樹木の計画的な保護、育成を進めてまいります。

萩市内の標識

萩市は観光の町であり、毎日のように他県のバスや他県ナンバーの車をたくさん見かけています。

しかしながら、市内の観光地や施設等の標識が少なく、分かりづらいのではないかと感じています。実際に、度々、道を尋ねられます。

萩は、城下町ということもあり、景観の制限もあるかと思いますが、もう少し分かりやすく工夫できないもののでしょうか。観光客の皆様にも、「おもてなし」にふさわしい、分かりやすい観光案内、道路標識等をお願いしたいです。

(観光課)

松陰神社や萩城下町、大照院をはじめとした萩市内主要観光地への案内看板は国や県の協力のもと予てより充実を図ってまいりました。平成 27 年に登録された世界遺産の構成資産についても案内看板の設置を行っています。

しかしながら、ご指摘のとおり、萩市では良好な景観を形成すること等を目的に「萩市屋外広告物等に関する条例」が定められております。萩城城下町内の木戸孝允旧宅や高杉晋作誕生地などについては、特に規制の強い地域であること、また、道幅が狭く交通の支障となる恐れがあることから、近隣には看板を多くは設置しておりません。

そのため、中央公園他、主要な場所には観光拠点看板として大きな地図看板を設置し対応しています。その他、観光パンフレット地図の充実、その入手場所の拡充等による対応を検討してまいります。

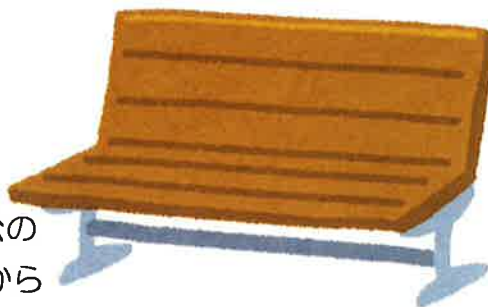


萩城下町について

萩博物館の道路を隔てた向かい側のバス駐車場の横に公園のようなものがありますが、整備する予定はないのでしょうか。観光客が、ゆっくりできるような場所になればと思います。

(観光課)

萩博物館バス駐車場北側の園地は、萩出身で関西財界のリーダーとして活躍した藤田伝三郎公の旧宅跡地で、明治44年(1911年)に藤田家から当時の萩町に寄贈いただいたものです。



伝三郎公は、幕末、高杉晋作の奇兵隊でも活躍し、木戸孝允、山田顕義、井上馨らと交遊関係がありましたが、維新後はあえて官途につくことを求めず、実業で国利民福に奉仕することを信条とされ、多くの業績を残されました。

同地は、伝三郎公の茶道での号にちなみ香雪園と呼ばれ、戦前には伝三郎公の銅像が建ち、藤の花の名所として住民にも親しまれていました。

伝三郎公はじめ、一族の子孫の方々からも多額のご寄付をいただいております。この場所は萩市の大切な財産として、次代に残していくこととしています。

当地の利活用について、まずは観光客の方がゆっくりできるようにベンチの設置などの対応を行っていきたいと考えています。

萩での仕事について

現在は、コンピュータ化や運送手段とかが進んでいます。萩でできる仕事や在宅でできる仕事は、たくさんあると思いますが、現状はどうでしょうか。

(商工振興課)

現状では、ハローワーク萩へ在宅でできる仕事等の求人はありません。

しかし、ITを活用した「サテライト・オフィス」や「テレワーク」など、地方や在宅で働ける新しい働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。



消費者モニターについて

4月から、消費者モニターになりました。モニターは、10名で、初心者の方が多く、それぞれ個性があって、自分の意思も持たれ、ユニークな人々と出会ったと楽しんでいる日々です。

消費生活研修会（第16回「法と福祉のセミナー」に参加して

司会者と相談者の絶妙なトークがすごくおもしろく、相談の内容も身近な問題で、“うーんなるほど”と思えることが多く、とても勉強になりました。

特に、空き家問題は考えさせられました。近所でも、子どもさんと住んでいる家庭は少なく、高齢になり、家・畑・庭等の維持管理の難しさを訴えていらっしゃいます。私の実家は、平成25年の水害で解体しましたが、その解体費用もかなりかかりました。主人と二人での会話「我家も子ども達の負の財産とならないように少しずつ整理しとかんといけんな。」

（消費生活センター）

今回の研修会で、空き家の管理について回答された一部をお知らせします。空き家を相続放棄（相続を放棄して全ての財産を相続しないことをいい、相続開始を知った時から3ヶ月以内に手続）した場合でも、次の相続人が決まるまでの間の管理義務は残ります。倒壊寸前の空き家を放置しておいたことで、近隣に被害を与えたような場合は、管理義務を負う相続人が損害賠償責任をおうことがあるかもしれません。

管理を継続しないためには、裁判所に相続財産管理人の選任申立てを行い、その管理人に相続財産を引き継ぐことができますが、その費用がかかります。

参考 民法から抜粋

（相続の放棄をした者による管理）

第940条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

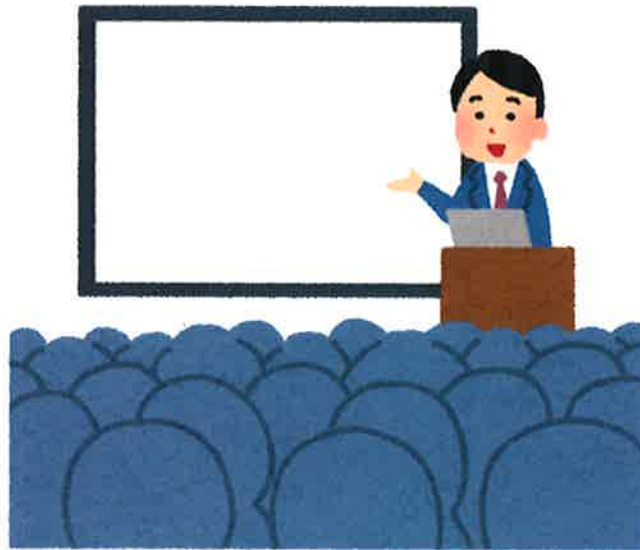


消費者月間記念大会、消費生活研修会（第 16 回「法と福祉のセミナー」）に参加して

記念講座「笑って学ぼう～悪質商撃退術」や身近な法律相談を事例とした寸劇は、消費者としてトラブル防止の知識習得に向けて分かりやすい内容でした。

実例の紹介やクイズ形式の問題が、一般消費者の知識を高めるのに有効だったと思います。

いまだに消費者が詐欺商法にあっているということは、「自分は大丈夫」という自信があり、そうした気持ちを補うために、注意喚起がされてるようなチラシ等は、実例が記載されているなど、保存版として役立つと思います。



萩市消費生活センター

0838-25-0999

訪問販売、架空請求、クーリング・オフなどの契約・
解約に関する問題や、多重債務、商品の安全性・品質
など消費生活全般の相談に応じます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

